

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

第2回農林水産業・地域の活力創造本部(平成25年6月18日)農林水産省提出資料より抜粋

資料1

番号	事項名	制度の現状と課題
1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
5	日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
6	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
7	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
10	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
11	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。
12	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
13	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
14	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。

需要フロンティア拡大

バリエーションの構築

生産現場の強化